

○ 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の通院医療を受けやすくするために、通院医療にかかる医療費が助成される制度です。詳細については、お問合せください。

対象者	精神障害により通院医療を受けている方
自己負担額	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して、精神通院医療を担当する医師による外来、投薬、デイケア、訪問看護などの医療費の自己負担額が1割となります。加えて世帯の課税状況に応じて、自己負担額の上限が設定されます。ただし、課税状況に応じて対象外となる場合があります。
必要書類等	診断書、資格確認書等
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

4 年金と手当

○ 障害基礎年金

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、65歳に達する日の前日までに一定の障害状態になった方に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。また、20歳前に傷病により障害状態となった方にも20歳に達したときから支給されます。

年金の額	1級	年額 1,059,125円
	2級	年額 847,300円
支給方法	年6回に分けて偶数月（2・4・6・8・10・12の各月）に振込みます。	
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）	
備考	<p>※障害年金の相談、及び、申請等が円滑に進むよう、来所日の事前予約をお願いします。</p> <p>【予約電話】</p> <p>医療年金課国民年金係 029-883-1111（代表）内線 1471</p> <p>土浦年金事務所 029-825-1170（代表）</p> <p>※御相談の際は、下記の情報の御準備をお願いします。</p> <p>①申請する病名</p> <p>②①の病気で初めて病院にかかった年月日（いつ～いつまで）及び病院名</p> <p>初めての病院から現在の病院までの各病院と受診期間</p>	

※厚生年金に加入中の場合は、土浦年金事務所（電話 029-825-1170）にお問合せください。

○ 特別障害給付金

対象者	平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生（定時制・夜間部・通信制を除く）、昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった、厚生年金に加入していた方の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた疾病が原因で現在、障害基礎年金1、2級の状態にある方 ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。
支給額	1級障害該当…月額 58,650円 2級障害該当…月額 46,920円
支給制限	障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる場合
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）

○ 特別障害者手当

身体等の障害が重複または最重度の状態にあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方本人に支給されます。

※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

対象者	支給月額	支給方法
在宅で最重度の障害が重複している等により常に特別の介護を必要とする方	30,450円	年4回 2・5・8・11月（口座振込）
支給制限	福祉施設等に入所している場合、病院等に3か月を越えて入院している場合、前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	
必要書類等	障害者手帳、診断書、本人名義の預金通帳	
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）	

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

○ 特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している保護者の方に支給されます。

※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

	対象者	支給月額	支給方法
1級	身体障害者手帳1級・2級及び3級の一部療育手帳(A)・A、同程度の障害のある児童	58,450円	年3回 4・8・11月（口座振込）
2級	身体障害者手帳3級及び4級の一部療育手帳B、同程度の障害のある児童	38,930円	
支給制限	児童が児童福祉施設等に入所している場合 児童が障害を支給事由とする年金を受給できる場合 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）		
必要書類等	障害者手帳、戸籍謄本、診断書、保護者名義の預金通帳等		
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）		
備考	診断書は省略できる場合がありますので、お問合せください。		

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

○ 障害児福祉手当

最重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方本人に支給されます。※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

対象者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳1級程度、療育手帳(A)程度、または同程度の障害のある児童	16,560円	年4回 2・5・8・11月（口座振込）
支給制限	障害を支給事由とする年金を受給できる場合、児童福祉施設等に入所している場合、前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	
必要書類等	障害者手帳、診断書、本人名義の預金通帳	
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）	
備考	診断書は省略できる場合がありますので、お問合せください。 在宅障害児福祉手当と重複受給はできません。	

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

○ 在宅障害児福祉手当

障害のある 20 歳未満の児童と市内で同居し、家庭で養育している保護者の方に支給されます。
※手当は申請後、認定されなければ支給となりません。ご注意ください。

対象者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級及び 4 級の一部 療育手帳①・A・B、特別児童扶養手当の認定を受けている 児童	5,000 円	年 3 回 4・8・12 月（口座振込）
支給制限	児童が児童福祉施設等に入所している場合	
必要書類等	障害者手帳、保護者名義の預金通帳 ※手帳がない方は、特別児童扶養手当障害認定通知書等	
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）	
備考	障害児福祉手当と重複受給はできません。	

○ 心身障害者扶養共済制度

心身障害児（者）の保護者が加入者となり一定の掛金を納めることで保護者が死亡または身体に著しい障害を有することになった場合に、障害者に年金が支給されます。

保護者の要件	特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること 障害のある方に対して、加入できる保護者は 1 人であること 加入年の 4 月 1 日現在、年齢が 65 歳未満であること
対象者	療育手帳を所持する方 身体障害者手帳を所持し、その等級が 1～3 級までに該当する方 精神または身体に永続的な障害のある方で、上記の障害と同程度の障害と認められる方
掛金	1 口 9,300 円～23,300 円（月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※ 2 口加入の場合は倍額
給付金	加入者が死亡または重度障害となったときは、1 口につき、月 20,000 円の年金が支給されます。 また、子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入 1 年未満支給なし）
必要書類等	住民票（保護者、障害児（者）、年金管理者）の写し、障害者手帳、印かん、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）